

令和3年経済センサス-活動調査 産業別集計（製造業に関する集計）

用語の解説

1 産業集計

(1) 事業所

事業所とは、令和3年6月1日現在で、経済活動が行われている場所ごとの単位で、原則として次の要件を備えているものをいう。

- ア 一定の場所(1 区画)を占めて、単一の経営主体のもとで経済活動が行われていること。
- イ 従業者と設備を有して、物の生産や販売、サービスの提供が継続的に行われていること。

(2) 従業者

令和3年6月1日現在で、当該事業所で働いている人をいう。したがって、他の会社などの別経営の事業所から出向又は派遣されている人(受入者)は従業者に含まれる。一方、他の会社などの別経営の事業所へ出向又は派遣している人(送出者)、有期雇用者(1か月未満、日々雇用)は含まない。

ア 常用労働者

「有給役員」、「無期雇用者」、「有期雇用者(1か月以上)」及び「出向・派遣受入者」に分けられる。

イ 有給役員

法人の取締役、理事などで(常勤、非常勤は問わない。)で、役員報酬を得ている人をいう。他の法人の役員を兼ねている場合であっても、この法人が役員報酬を支給している場合は、この法人の有給役員に該当する。

ウ 常用雇用者

「無期雇用者」及び「有期雇用者(1か月以上)」に分けられる。

エ 無期雇用者

常用雇用者のうち、雇用契約期間を定めずに雇用されている人(定年まで雇用される場合を含む。)をいう。

オ 有期雇用者(1 か月以上)

有期雇用者のうち、1か月以上の期間を定めて雇用されている人をいう。

カ 臨時雇用者(有期雇用者(1か月未満、日々雇用))

有期雇用者のうち、1か月未満の期間を定めて雇用されている人又は日々雇用されている人をいう。

キ 送出者

有給役員、常用雇用者、臨時雇用者に該当する人のうち、労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律(昭和60年法律第88号)(以下「労働者派遣法」という。)でいう派遣労働者のほかに、在籍出向など当該事業所に籍を置いたまま、他の会社など別経営の事業所で働いている人をいう。

ク 出向・派遣受入者

労働者派遣法という派遣労働者、在籍出向など別経営である出向元に籍がありながら当該事業所に来て働いている人をいう。

(3) 現金給与総額

令和2年1月から令和2年12月までの1年間に支払われた「常用雇用者及び有給役員に対する基本給、諸手当と特別に支払われた給与(期末賞与等)の額」、「常用雇用者及び有給役員に対する退職金又は解雇予告手当、出向受入者に係る支払額、臨時雇用者に対する給与、送出者に対する負担額など」及び「派遣受入者に係る人材派遣会社への支払額」の合計をいう。

なお、総務省・経済産業省公表の「令和3年経済センサス-活動調査 産業別集計(製造業)」の「事業に従事する者の人件費及び派遣受け入れに係る人材派遣会社への支払額」に当たる。

(4) 原材料・燃料・電力の使用額等

令和2年1月から令和2年12月までの1年間における次のア～カの合計をいう。

ア 原材料使用額

主要原材料、補助材料、購入部分品、容器、包装材料、工場維持用の材料及び消耗品など、実際に製造等に使用した総使用額をいう。

また、下請工場などに原材料を支給して製造加工を行わせた場合には、支給した原材料の額も含まれる。

イ 燃料使用額

生産段階で使用した燃料費、貨物運搬用及び暖房用の燃料費、自家発電用の燃料費などをいう。

ウ 電力使用額

照明や空調に利用されたものや購入した電力の使用額をいい、自家発電は含まない。

エ 委託生産費

原材料又は中間製品を他企業の国内事業所に支給して製造又は加工を委託した場合、これに支払った加工賃及び支払うべき加工賃をいい、原材料等を支給しないで、他の事業所に製造を依頼した注文製造品の売買代金は含まない。

オ 製造等に関連する外注費

生産設備の保守・点検・修理、機械・装置の操作、製品に組み込まれるソフトウェアの開発など、事業所収入に直接関連する外注費用をいい、派遣、委託生産費などの外注費は含まない。

カ 転売した商品の仕入額

1年間のうちに実際に売り上げた転売品(他から仕入れて又は受け入れてそのまま販売したもの)に対応する仕入額をいい、在庫品は含まない。

(5) 製造品出荷額等

令和2年1月から令和2年12月までの1年間における製造品出荷額、加工賃収入額、くず廃物の出荷額及びその他収入額の合計であり、消費税、酒税、たばこ税、揮発油税及び地方揮発油税を含んだ額である。

ア 製造品出荷額

当該事業所の所有に属する原材料によって製造されたもの(原材料を他企業の国内事業所に支給して製造させたものを含む。)を、1年間のうちに当該事業所から出荷した場合の工場出荷額をいう。また、次のものも製造品出荷に含まれる。ただし、仕入れて又は受け入れてそのまま販売するもの(転売品)は含まない。

(ア) 同一企業に属する他の事業所へ引き渡したもの

(イ) 自家使用されたもの(当該事業所において最終製品として使用されたもの)

(ウ) 委託販売に出したもの(販売済みでないものを含み、令和2年中に返品されたものを除く。)

イ 加工賃収入額

1年間のうちに他企業の所有に属する主要原材料によって製造し、あるいは他企業の所有に属する製品又は半製品に加工処理を加えた場合、これに対して受け取った又は受け取るべき加工賃をいう。

ウ その他収入額

上記ア、イ及びびくず廃物の出荷額以外で、例えば「転売収入」、「修理料収入」、「冷蔵保管料」及び「自家発電の余剰電力の販売収入」等の収入額をいう。

(6) 製造品、半製品及び仕掛品、原材料及び燃料の在庫額(従業者10人以上の事業所(一部を除く(*。))

事業所の所有に属するものを帳簿価額によって記入したものであり、原材料を他企業に支給して製造される委託生産品を含み、仕入れて又は受け入れてそのまま販売するもの(転売品)は含まない。

* 原材料及び燃料の在庫額は従業者30人以上の事業所

(7) 有形固定資産額(従業者10人以上の事業所(一部を除く(*。))

令和2年1月から令和2年12月までの1年間における数値であり、帳簿価額によっている。

ア 有形固定資産額の取得額等には、次の区分がある。

(ア) 土地

(イ) 建物及び構築物(土木設備、建物附属設備を含む。)

(ウ) 機械及び装置(附属設備を含む。)

(エ) その他(船舶、車両、運搬具、耐用年数1年以上の工具、器具、備品等)

イ 建設仮勘定の増加額及び減少額

増加額とは、この勘定の借方に加えられた額をいい、減少額とは、この勘定から他の勘定に振り替えられた額をいう。

ウ 有形固定資産の除却・売却による減少額

有形固定資産の売却、撤去、滅失及び同一企業に属する他の事業所への引き渡しなどの額をいう。

エ 減価償却額

減価償却費として有形固定資産勘定から控除した額、減価償却累計額に当期分として新たに引き当てられた額をいう。

オ 有形固定資産額の算式は以下のとおり。

(ア) 年末現在高＝年初現在高＋取得額－除却・売却による減少額－減価償却額

(イ) 建設仮勘定の年間増減＝増加額－減少額

(ウ) 投資総額＝取得額＋建設仮勘定の年間増減

* 有形固定資産額の内訳である「(イ)建物及び構築物」、「(ウ)機械及び装置」、「(エ)その他」は従業者30人以上の事業所

(8) 生産額(従業者10人以上の事業所)

令和2年1月から令和2年12月までの1年間における下記算式により算出した額をいう。

生産額 ＝ 製造品出荷額 ＋ 加工賃収入額 ＋ (製造品年末在庫額－製造品年初在庫額) ＋
(半製品及び仕掛品年末価額－半製品及び仕掛品年初価額)

(9) 付加価値額(粗付加価値額)

令和2年1月から令和2年12月までの1年間における下記算式により算出した額をいう。

ア 従業者30人以上

付加価値額 ＝ 製造品出荷額等 ＋ (製造品年末在庫額 － 製造品年初在庫額) ＋ (半製品及び仕掛品年末価額 － 半製品及び仕掛品年初価額) － (推計酒税、たばこ税、揮発油税及び地方揮発油税(*1) ＋ 推計消費税額(*2)) － 原材料・燃料・電力使用額等 － 減価償却額

イ 従業者29人以下

粗付加価値額 ＝ 製造品出荷額等 － (推計酒税、たばこ税、揮発油税及び地方揮発油税(*1) ＋ 推計消費税額(*2)) － 原材料・燃料・電力使用額等

*1 平成29年工業統計より「酒税、たばこ税、揮発油税及び地方揮発油税の合計額」の調査を廃止したため、「推計酒税、たばこ税、揮発油税及び地方揮発油税」は、出荷数量等から推計したものである。

*2 推計消費税額は平成13年工業統計より消費税額の調査を廃止したため推計したものであり、推計消費税額の算出に当たっては、直接輸出分、原材料、設備投資を控除している。

(10) 事業所敷地面積

令和3年6月1日現在において、事業所が使用(賃借を含む。)している敷地の全面積をいう。ただし、鉱区、住宅、寄宿舍、グラウンド、倉庫及びその他福利厚生施設などに使用している敷地については、生産設備などのある敷地と道路(公道)、塀、柵などにより明確に区別される場合又はこれらの敷地の面積が何らかの方法で区別できる場合は除外する。

なお、事業所の隣接地にある拡張予定地を事業所が占有している場合は含まれる。

(11) 水源別用水量

事業所内で生産のために使用される用水(従業者の飲料水、雑用水を含む。)をいい、1日当たり用水量とは、令和2年1月から令和2年12月までの1年間に使用した工業用水の総量を令和2年の操業日数で割ったものをいう。

ア 淡水

(ア) 公共水道は、都道府県又は市区町村によって経営されている工業用水道又は上水道から取水した水をいう。

a 工業用水道とは、飲用に適さない工業用水を供給するもの

b 上水道とは、一般の水道のことで、飲用に適する水を供給するもの

(イ) 井戸水は、浅井戸、深井戸又は湧水から取水した水をいう。

(ウ) その他の淡水は、「公共水道」、「井戸水」、「回収水」以外の淡水をいう。例えば、河川、湖沼又は貯水池から取水した水(地表水)、河川敷及び旧河川敷内において集水堀きよによって取水した水(伏流水)、農業用水路から取水した水、他の事業所から供給を受けた水などである。

(エ) 回収水は、事業所内で一度使用した水のうち、循環して使用する水をいうが、回収装置(冷却塔、戻水池、沈でん池、循環装置等)を通すかどうかは問わない。

ア 海水

海水及び河川のうち常時潮の影響を受けている部分から取水した水をいう。

2 品目集計

(1) 産出事業所

産業格付とは関係なく、当該品目を生産した全ての事業所を集計している。

ただし、本表では、分類内で重複する事業所は1事業所としているため、計と内訳が一致しない場合がある。

(2) 製造品の出荷

ア 製造品の出荷

当該事業所の所有に属する原材料によって製造されたもの(原材料を他企業の国内事業所に支給して製造させたものも含む。)を、令和2年1月から令和2年12月までの1年間に当該事業所から出荷した場合をいう。また、本表においては次のものも製造品出荷に含まれる。なお、仕入れて又は受け入れてそのまま販売するもの(転売品)は含まない。

(ア) 同一企業に属する他の事業所へ引き渡したもの

(イ) 自家使用されたもの(当該事業所において最終製品として使用されたもの)

(ウ) 委託販売に出したもの(販売済みでないものを含み、令和2年中に返品されたものを除く。)

(エ) 他企業の所有に属する主要原材料によって製造し、あるいは他企業の所有に属する製品又は半製品に加工処理を加えた場合、これに対して受け取った又は受け取るべき加工賃も含む。

イ 出荷金額

消費税及び酒税、たばこ税、揮発油税及び地方揮発油税を含んだ額である。

(3) 品目と産業の関係

製造品が複数の品目にわたる事業所の産業格付は、生産するそれぞれの品目の製造品出荷金額の大きさの割合によって、産業を決定している。したがって、生産品目は同一品目であっても、同一産業から生産されるだけでなく、他の種々な産業でも生産されていることとなる。